

水道料金算定の考え方

1. はじめに

水道料金は、市民の公正な利益と水道事業の健全な発展ができるよう適正に定めなければなりません。

市民の公正な利益とは、十分にして質の良い給水サービスが、公平で安く供給されることです。しかし、十分に質の良い給水サービスを安く供給することは、雲南市の水道事業そのものが健全な運営をしていることが必要です。したがって、常に経営の効率化に向け工夫をし、施設については計画的な建設、改良、再構築が不可欠です。

また、今後人口減少に伴って給水量・給水収益の減少が見込まれるため、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を賄うだけでは十分でなく、施設を計画的に建設・改良し、財政基盤の強化を図ることが重要です。

《水道事業経営の原則》

水道事業は、地方公営企業法が適用され、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に水道料金を主たる財源として経営するものとされています。

雲南市ではこの原則に従いつつも、利用者への安全・安心な水道水の安定供給という使命に応えるべく整備を進めてきた経過があり、一般会計繰入金として一定の運営補助金を雲南市から繰入れています。

2. 料金算定期間

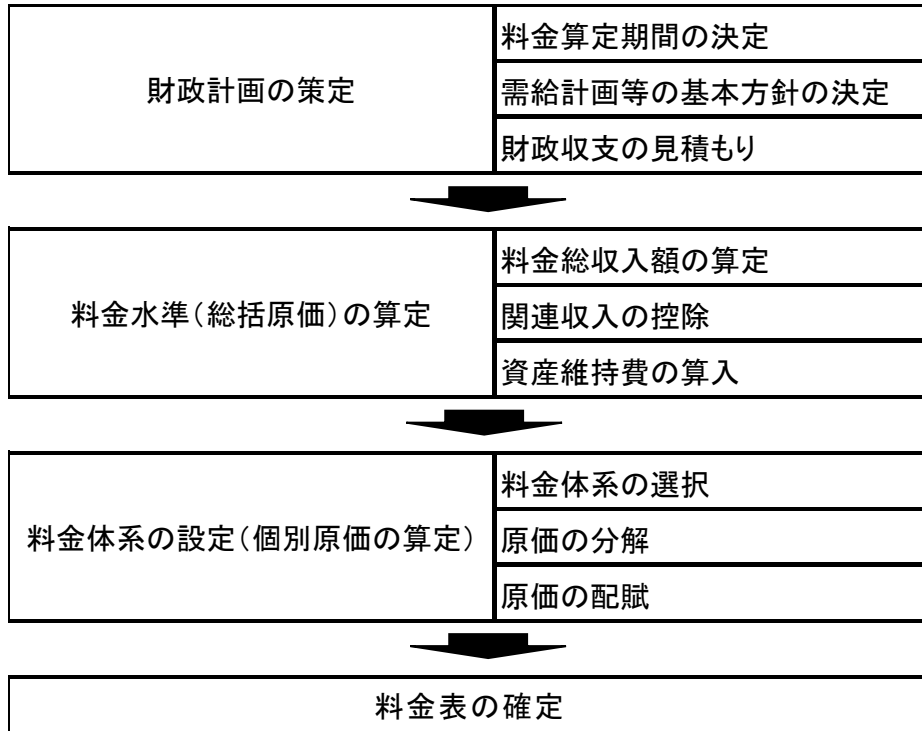
料金算定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を想定しています。現在の料金は平成29年4月分から改定し、5年が経過しています。料金の算定期間は、料金の安定性、社会的情勢の変化への対応、水道事業者の経営責任の面など様々な要素を考慮すると、概ね3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられています。

3. 料金改定の基本

(1) 基本原則

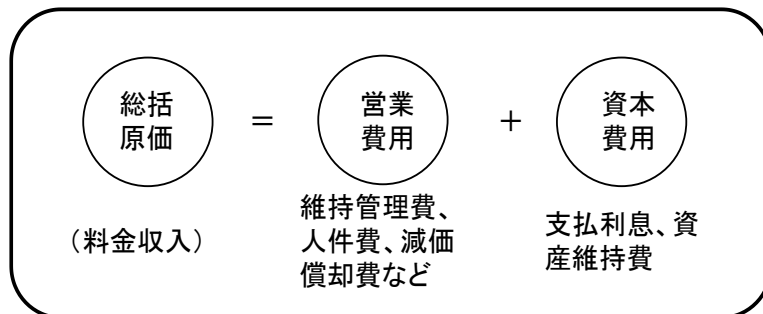
水道料金は、過去の実績及び社会情勢を考慮した合理的な水の需要予測と、これに対応する施設の更新・改良計画を前提として、能率的な経営での適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければなりません。

(2) 水道料金の算定プロセス



4. 総括原価

(1) 総括原価とは



(2) 営業費用

既存の水道施設(料金算定期間中に新たに稼働するものを含む)を維持管理していくために必要とされる費用であり、原水及び浄水、配水及び給水、及び一般管理業務の各部門費用からなり、性質別には人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、通信運搬費、資産減耗費、委託料及び手数料等から構成されます。

(3) 資本費用

資本費用は、支払利息及び資産維持費(※)の合計額とします。

※資産維持費・・・資産を維持し、サービスを継続していくために必要と考えられる費用。将来の更新費用に充てられる。

5. 料金体系

一般的に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全な水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として支払う「基本料金」と、使った水の量に応じて必要となる経費を支払う「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用しています。

6. 総括原価から料金へ

